

# 1. 加入のご案内資料につきまして

この度は、(協)日本イラストレーション協会 / JILLA へ加入資料のご請求をいただき、ありがとうございます。当協会加入に関して下記の書類をお送りいたします。

すべて重要な書類ですので、ご確認ください。

## 書類一式

### □ 加入手続きご案内の書類

- 1 加入のご案内資料につきまして (本紙)
- 2 JILLA 加入申請の流れ
- 3 日本イラストレーション協会の加入審査につきまして
- 4 日本イラストレーション協会に加入できる職業名一覧
- 5 出資金 / 加入手数料 / 賦課金の納入方法につきまして
- 6 文芸美術国保への加入を希望される方へ
- 7 加入申し込み書 記載例
- 8 最後に

### □ 記入後返送が必要な書類

- ① 加入申請及び出資引受書『個人用』と『法人用』のいずれか
- ② 事業実績添付用紙
- ③ 文芸美術国保加入資料につきまして / 文芸美術国保加入資料請求書

要返送書類

※フリーランスの方は個人用

要返送書類

要返送書類

※加入を希望される方のみ

## ご返送いただく書類

要返送書類 ①	加入申請及び出資引受書 (個人用・法人用のいずれか)
申請者でご用意ください	直近の確定申告書 (B) 控第 1 表のコピー ※原本は絶対に送らないでください
申請者でご用意ください	事業として制作されたイラストレーション等のコピー (最大でA4用紙2枚まで)
要返送書類 ②	事業実績添付用紙
要返送書類 ③	文芸美術国保加入資料請求書 (※加入を希望される方のみ)

## 加入申請書類送付先

〒657-0038

兵庫県神戸市灘区深田町 2 丁目 1-1 ブロスコート六甲 501

日本イラストレーション協会 事務局

## 2. (協)日本イラストレーション協会 / JILLA 加入申請の流れ

Guide 2

以下の流れに沿って加入手続きを進めてください。

加入希望の方が、JILLA サイトにて加入申請フォームに住所氏名等入力

加入のご案内資料をダウンロード（現在はこの段階です）

記載例を参考に加入申請書に必要事項を記入し、

- 確定申告書B（第1表）のコピー
- 事業として制作されたイラストレーション作品等（コピー）

をご用意ください。

加入申請書、事業実績等、必要書類を JILLA 事務局まで郵送ください。  
月 1 回の加入審査会にて加入審査を行います。

加入が承認されますと、メールにて加入が承認された旨と出資金、加入手数料等、お振込のご案内を差し上げます。メール送信後、一ヶ月以内にお振込をお願いします。

出資金、加入手数料等のお振込を JILLA 事務局が確認すると、ご入金を確認した旨メールにてご連絡差し上げます。

出資証券、加入承認書、加入手数料領収書をレターパックライトにて郵送します。  
文芸美術国保への加入を希望される方には、文芸美術国保の加入資料を同封します。

文芸美術国保加入申込書に記入し、世帯全員の住民票と口座振替依頼書、確定申告書控のコピーとともに日本イラストレーション協会事務局あてにご返送ください。

文芸美術国保への加入を希望されない方は、これで入会手続きが完了です。

文芸美術国保加入申込書に日本イラストレーション協会事務局が承認印を押印し、文芸美術国保組合に送付します。

### 3. 日本イラストレーション協会の加入審査につきまして

日本イラストレーション協会に加入いただけるのは、「日本国内でイラストレーション制作もしくは、イラストレーションを扱う事業を、一事業年度以上の期間行っている個人事業主および法人」です。加入申請をいただいた方が上記の資格を満たしているかどうかを確認するため、公的な事業証明書として確定申告書 B 第 1 表控のコピーおよび、事業として制作されたイラストレーション作品等のご提出をお願いします。

#### 公的な事業証明書として有効な書類

##### 確定申告書 B 控 第一表

##### ※直近のものに限る

※確定申告書 A は、事業者が使用する申告書ではありませんので無効です。

※第二表、第三表には職業欄が無い場合、第一表の送付が無ければ無効です。

※給与所得欄にしか金額の記載が無い場合は、事業者として認められないため無効です。

確定申告書 B 控のコピー以外の事業証明書（開業届、青色申告承認申請書、収支内訳書、**納税証明書**など）をお送りいただいても **ご加入いただけません** のご注意ください。

第 1 表のコピーのみお送りください。第 2 表、収支内訳書などは不要です。

#### 【以下の点にご注意ください】

- ◎ 確定申告書 B 控の**原本は絶対に送らない**でください。**必ずコピーをお送り**ください。  
誤って、確定申告書控の原本を送付された場合、郵便事故などで紛失、破損、汚損などが発生しても、当協会は責任を負いかねます。
- ◎ 加入要件の「一事業年度以上の期間行っている」事とは、丸一年以上事業を行っているという意味ではなく、税務署に確定申告書を提出していれば前年の 12 月に開業し、一ヶ月間の営業期間であっても加入要件を満たすことになります。
- ◎ 確定申告書 B 控のコピーの職業欄に、別添資料「日本イラストレーション協会に加入できる職業名一覧」に記載されている職業名が明記されているものをお送りください。  
原則として、別紙「日本イラストレーション協会に加入できる職業名一覧」にない職業名を記載されている確定申告書控をお送りいただいても、**加入は承認されません**。
- ◎ 確定申告書 B 控には**税務署の受付印**が必要です。税務署受付印が無いものをお送りいただいても、加入は承認されませんのでご注意ください。
- ◎ 郵送にて確定申告書を提出していて、控に税務署受付印が無い場合も**加入は承認されません**。申告書を提出した税務署に開示請求を行って、申告書原本の写しを交付してもらるか、次年度の確定申告時に返信用封筒を同封し、受付印を押印した控を返送してもらうなどして、受付印のある控をご用意ください。

- ◎ e-tax にて電子申告をされている場合は、住所記載欄の下に国税庁が申告を受け付けた年月日時刻の印字、右上に受付番号の印字がある、または別紙で「国税電子申告・納税システムメール詳細」が添付されているなど、確実に e-tax にて申告が完了したことが確認できるものは、公的な事業証明書として**有効**です。出力したものをお送りいただいて問題ありません。
  
- ◎ お送りいただく確定申告書控は青色申告・白色申告の別は問いません。職業欄に当協会に加入できる職業名が記載されていて、税務署受付印（または e-tax）があれば、白色申告でも問題ありません。
  
- ◎ 給与所得があり、個人でもイラストレーターもしくはイラストレーションを扱う事業を行っている方は、**営業所得より給与所得が多い場合は加入できません**。  
加入申請時点で、給与所得が無くっている場合はこの限りではありません。
  
- ◎ 確定申告書の職業欄に二つ以上の業種を記載されている方（イラストレーターと不動産業、WEB デザイナーと飲食店など）は、主たる収入がイラストレーターまたはイラストレーションを扱う事業であることを証明していただくために、別途収入の内訳が分かる資料をご提出いただきます。
  
- ◎ 確定申告書の職業欄を空欄で税務署に提出し、税務署受付印のある控に後から職業名を書きこんだもの、あるいは職業名を修正したものをお送りいただいても、加入は承認されません。
  
- ◎ 株式会社等法人の場合は「履歴事項全部証明書」のコピーを事業者証明書として添付してください。なお、発行から3ヶ月以内のものでなくても構いません。  
**※法人は原則として文芸美術国保には加入出来ませんのでご注意ください**

## 事業として制作されたイラストレーション作品等について

イラストレーションを取り扱う事業者であることを証明していただくため、制作された作品のご提出をお願いします。作品をご提出いただけない場合は、**加入は承認されません**。

- ◎「事業として制作されたイラストレーション作品等」とは、対価を得て制作されたもので、未発表のものや、無報酬で制作されたもの、趣味で描かれたものをお送りいただいても加入は承認されません。
- ◎ 作品は A4 用紙一枚以内に、1～2 点掲載されたものをお送りください。カラー、モノクロは問いません。
- ◎ 同封しております『事業実績添付用紙』に申請番号、氏名、作品の概要を記入し、作品のコピーと合わせてご返送ください。
- ◎ 原画は絶対に送らないでください。必ず、コピーした物をご提出ください。
- ◎ 審査基準は「事業として制作されたものであるかどうか」で、作風や技法、技術水準などは審査対象ではありません。
- ◎ ご提出いただいた作品は、加入審査以外の目的に使用することはなく、当協会理事以外の第三者に開示することはありません。
- ◎ 漫画家の方は、漫画原稿の 1 ページのコピーをご提出ください。
- ◎ グラフィックデザイナーの方は、デザインされたもののコピーをご提出ください。
- ◎ WEB デザイナーの方は、ご自身がデザインされた WEB ページを一枚出力したものをご提出ください。  
イラストレーションや写真がデザイン的に配置されておらず、だれでも閲覧可能な状態にないシステム画面を「デザインされた作品」としてお送りいただいた場合、加入が承認されないことがあります。※イラストレーションを取り扱う事業者とは認められないため
- ◎ 編集者など、イラストレーション制作を発注する事業の方は、過去に数度イラストレーション制作の発注を行ったことがあるだけでは加入出来ません。反復継続してイラストレーション制作の発注を行う方のみ、お申込みください。  
ご提出いただくのは、発注されたイラストレーションが掲載されたページのコピーをお送りください。

## 4. 日本イラストレーション協会に加入できる職業名一覧

Guide 4

分類	加入が承認される職業名
イラストレーター	・イラストレーター ・イラストレーション制作（業） ・絵本作家 ・画家 ・美術家 ・3DCG（制作） ・キャラクターデザイン
デザイナー	・グラフィックデザイナー ・グラフィックデザイン ・デザイナー ・デザイン（業）
WEB 関連事業者	・WEB デザイナー ・WEB デザイン ・HP（ホームページ）デザイン ・HP（ホームページ）デザイナー
漫画家	・漫画家 ・漫画制作（業） ・漫画執筆（業）
広告関連	・広告デザイン（業）
その他	・編集（業） ・編集者 ・アニメーター ・フォトタッチャー ・アートディレクター

### 以下の場合には加入が承認されませんので、ご注意ください

1. 職業欄が空欄になっている
2. 職業欄に「**自営業・自由業・フリーランス・サービス業・著述業・クリエイター**」など業務の内容が特定できない事項を記載されている
3. 職業欄に「**飲食業・建設業・農業**」などイラストレーションに関係のない職種が記載されている

基本的には上記の「加入が承認される職業名」に記載されている職業名を職業欄に記載されていない方は加入出来ません。

上記一覧表に記載されている職業名と類似した職業名を記載されている方は、加入の可否を [keiri@jilla.or.jp](mailto:keiri@jilla.or.jp) 日本イラストレーション協会事務局までお問い合わせください。

上記、加入が承認されない内容で確定申告書を提出されている方は、来期の確定申告時に職業欄に「日本イラストレーション協会に加入できる職業名一覧」に記載しております、ご加入いただける職業名を記載した申告書を提出し、公的に職種が証明できる書類をご用意ください。

※ WEB 関連事業者の方で、当協会に加入できるのは事業証明書の職業欄に「WEB デザイン」「WEB デザイナー」「HP（ホームページ）デザイン」「HP（ホームページ）デザイナー」のうちのいずれかを記載されている方に限られます。

**WEB 制作、WEB 開発、SE、プログラマー、WEB コーディング、IT コンサルタント、ソフトウェア開発**などの職業名を記載されている方は、実際に WEB デザインの業務を行っていても、加入は承認されません。

※「**文筆業**」は文章を書くことを生業とする職業ですので、当協会には加入いただくことが出来ません。

### 【基本事項】

- 出資金・加入手数料・本年度賦課金を、加入承認通知メールに記載の協会口座へお振込みください。
- 大変恐れ入りますが、振込手数料はご負担をお願いいたします。
- お振込みは、必ず加入者ご本人名でお願いします。
- 出資金・加入手数料・賦課金の納入は加入承認日から1ヶ月以内に、完了をお願いいたします。

#### (1) 出資金の納入について

加入申請及び出資引受書に沿い、出資金を納入してください。

##### ● 出資金は

1口5千円で、個人会員は5口以上 法人会員は10口以上です。

(個人5口の場合は2万5千円、法人10口の場合は5万円です)

- 出資金は、協会退会後に退会した年度末(3月31日)の協会資産に応じて返金いたします。協会の資産が減少した場合など返金額が減少する可能性があります。

#### (2) 賦課金(年会費)の納入について

- 2019年度の賦課金(会費)は2019年6月開催の第11回通常総会におきまして月額2,000円に決定されました。

協会加入の月から年度末(2020年3月)までの月数×2,000円を一括で納入してください。

例) 2019年7月に加入された場合

2019年7月～2020年3月9ヶ月×2,000円=18,000円が今年度の賦課金となります。

#### (3) 加入手数料の納入について

- 加入手数料は入会時のみで、一律3千円です。

#### (4) 文美国保事務手数料の納入について

- 文芸美術国民健康保険に加入をご希望の方のみ、事務手数料として3千円のご負担をお願いします。

★ご負担いただく出資金、加入手数料、賦課金につきましては、税法上、消費税課税対象外として取り扱いますので、課税仕入れには該当いたしません。

ご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 加入時にご負担いただく金額例

出資金(一口5,000円)	5口 25,000円
JILLA 加入手数料	3,000円
文美国保加入事務手数料	3,000円
賦課金(加入された月から翌年3月までの月数) × 2,000円	
(例) 20△○年10月～20△△年3月	12,000円
合計	<b>43,000円</b>

※文芸美術国保への加入を希望されない場合は40,000円となります

## 6. 文芸美術国保への加入を希望される方へ

文芸美術国民健康保険組合は、昭和 28 年、国民健康保険法に基づき、旧厚生省の認可を得て設立された公法人です。

日本イラストレーション協会をはじめ、日本文芸家協会、日本美術家連盟など 66 の団体が加盟して運営する健康保険組合であり、**当協会が運営する組織ではありません。**

### 加入資格について

文芸、美術及び著作活動に従事し、組合加盟の各団体の会員である方とその家族が加入することができます。

法人事業所の事業主（取締役などの役員含む）、従業員の方は健康保険が強制適用となるため、文芸美術国保には**加入出来ません**のでご注意ください。

### 加入審査について

文芸美術国保への加入審査は文芸美術国保組合が独自に行っており、その審査基準は日本イラストレーション協会への加入審査基準とは違うため、日本イラストレーション協会への加入承認は、**文芸美術国保への加入を 100%保証するものではありません。**

文芸美術国保の加入審査は「文芸・美術および著作活動に従事していることを証明する書面の写し（確定申告書 B）」が、文芸美術国保の加入要件を満たしているかどうかで判定されるため、確定申告書の職業欄に記載されている職業名が、文芸・美術および著作活動に従事する事業ではないと判断されると、**加入出来ません**のでご注意ください。

なお、確定申告書の職業欄に記載する職業名については、別紙「日本イラストレーション協会に加入できる職業名一覧」を参考にしてください。

※「日本イラストレーション協会に加入できる職業名一覧」に記載されている職業名は、文芸美術国保組合への加入が承認される可能性が高いと考えられます。

文芸美術国保組合への加入の可否を判断するのは、当協会ではありませんので、文芸美術国保組合に加入出来るかどうかを**日本イラストレーション協会にお問い合わせいただいてもお答えすることが出来ません**。また、文芸美術国保組合も加入申込前の**事前審査は行っておらず**、文芸美術国保組合へ加入の可否をお問い合わせいただいても回答は得られませんので、ご自身の事業内容が文芸美術国保組合への加入要件である「**文芸、美術および著作活動をともなう事業**」に該当するかどうかは、**ご自身でご判断ください**。

### 日本イラストレーション協会と文芸美術国保の加入審査基準の違いについて

#### ◎日本イラストレーション協会の加入要件は

1. 直近の確定申告書控に税務署受付印または e-tax にて電子申告された形跡が確認できる
2. 直近の確定申告書控の職業欄に、「日本イラストレーション協会に加入できる職業名一覧」に記載されている職業名のいずれかが記載されている
3. 事業として制作された作品のコピーが送付できる

以上 3 点を満たしていれば日本イラストレーション協会にはご加入いただけます。



## ◎文芸美術国保の加入要件は

上記、日本イラストレーション協会の加入要件に加えて、確定申告書第2表の「所得の内訳」欄、または別紙「所得の内訳書」の内容で、事業の内容が「文芸、美術および著作活動を伴う事業」であることが確認できることが求められます。

確定申告書控で事業内容が「文芸、美術および著作活動を伴う事業」であることが確認できない場合は、見積書、請求書、納品書などの補足資料の提出を求められ、補足資料が提出できない、または補足資料を提出しても、文芸美術国保組合に「文芸、美術および著作活動を伴う事業」ではないと判断されると、加入は承認されません。

特にWEB関連事業者の方は、SE、コーダーなどのシステム関連の事業であると判断された場合は、加入できませんのでご注意ください。

## 参考

### 【文芸美術国保への加入が承認されなかった例】

- ・確定申告書控の職業欄に文芸、美術および著作活動を伴う職業名の記載があるが、営業所得より不動産所得の方が多く、著作活動を伴う事業が主たる事業内容ではないと判断された場合
- ・確定申告書控の職業欄に文芸、美術および著作活動を伴う職業名の記載があるが、営業所得の他に給与所得があり、勤務先の社会保険に加入すべきと判断された場合
- ・確定申告書控の職業欄に文芸、美術および著作活動を伴う事業と認められる「WEBデザイン」の記載があるが、事業実態がSEやプログラマー、コーディング、アプリ開発などが中心で「デザイン」が主たる事業内容ではないことが判明した場合
- ・確定申告書控の職業欄に文芸、美術および著作活動を伴う職業名の記載があるが、年間所得金額が極端に少なく、著作活動を伴う事業で生計を立てていると、認められなかった場合

## 文芸美術国保への加入を希望されるWEB関連事業者の方へ

日本イラストレーション協会への加入審査におきましては、確定申告書控の職業欄に「WEBデザイン」の記載があれば、基本的には加入を承認しておりますが、文芸美術国保への加入審査においては、「WEBデザイン」の記載があっても「SE」「プログラマー」「システム開発」など文芸美術国保の加入要件である『**文芸、美術および著作活動を伴う事業**』に該当しない職業名を併記されていると、所得の内訳や請求書、納品書など「WEBデザイン」が本業であることを証明する資料の提出を求められます。

確定申告書控の職業欄に「WEBデザイン・WEBデザイナー」の記載があっても、事業実態が「WEBデザイン」が主たる事業内容ではない場合、「WEBデザイン」が本業であることを証明する資料が提出出来ない場合、あるいは提出しても文芸美術国保組合が「WEBデザイン」が本業ではないと判断すると、**加入が承認されない可能性があります**のでご注意ください。

確定申告書控の職業欄に「WEBデザイン・WEBデザイナー」の記載があっても、事業実態が「アフィリエイトによる収入」である場合は、文芸美術国保には加入できません。

また、「WEBデザイン」の意味で職業名を「WEB制作」もしくは「WEBクリエイター」と記載している場合、これらの職業名には、文芸美術国保に加入出来る「WEBデザイン業」も含まれますが、

加入出来ない「プログラマー」「コーダー」なども含まれてしまい、両者を区別することが出来ないため、文芸美術国保には加入出来ませんのでご注意ください。

### 3DCG による建築パース制作が主たる事業内容である方へ

文芸美術国保組合は、「3DCG による建築パース」は数値を入力すれば、誰にでも作成可能なものであり『著作物ではない』と解釈しているため、3DCG による建築パースが主たる事業内容である場合は、文芸美術国保には加入できません。

### 編集業の方へ

「編集業」は文芸美術国保に加入できる職種に含まれますが、確定申告書の職業欄に「編集業」の記載があるだけでは加入は承認されません。紙面のデザインを行っていることや、自身が文章の執筆を行っていることなど、事業内容に「文芸、美術および著作活動を伴う業務」が含まれていることが、加入承認の要件として必要です。

### 文芸美術国保の保険料について

文芸美術国保に加入しても、すべての方の保険料が安くなるわけではありません。

令和元年度の文芸美術国保の保険料は組合員→1人月額 19600円 家族→1人月額 10300円

満40歳から64歳までの被保険者には一人月額4000円の介護保険分も加算されます。

確定申告された所得金額等によっては、自治体の国民健康保険の方が安くなる場合がありますので、**比較検討された上**でお申し込みください。

### 日本イラストレーション協会の賦課金について

日本イラストレーション協会は、『文芸美術国保に加入するため』だけに存在する組織ではありません。

日本イラストレーション協会の加入が承認されてから、お申込者のご都合により文芸美術国保への加入が遅くなった場合でも、当協会への賦課金は加入承認月から支払義務があり、**減額されません**のでご了承ください。

# 7. 加入申し込み書 記載例

下の記入例を参考に加入申込書にご記入ください。  
 赤い文字の箇所に記入してください。  
 記入は黒のボールペンまたはサインペンで記入してください。

記入した日の日付を記入してください。

ここにも実印を押印してください。

① 加入申請及び出資引受書 (個人フリーランス向け)

要返送書類 ① 個人用

個人捨印 ( )

協同組合 日本イラストレーション協会  
 代表理事 誉田 哲朗 殿

2019 年 7 月 27 日

(住所) ○○県○○市○○町 1 丁目 1-1  
 (氏名) 鈴木 一郎 (個人実印)

協同組合日本イラストレーション協会 加入申請及び出資引受書

協同組合日本イラストレーション協会の定款および活動 趣旨に賛同し、次の出資を引き受け、加入を申請します。

出資引受口数 5 口 (出資 1 口の金額は金 5, 0 0 0 円)  
 金 25,000 円

記  
 業種 (具体的に) 例: イラストレーター業  
 \*【Guide 4 日本イラストレーション協会に加入できる職業名一覧】をご一読ください。

※住所は自宅住所 (印鑑証明・運転免許証などに記載の住所) 氏名はご本名です。  
 ※押印は必ず「実印」を押印ください。  
 ※出資金額は、個人の場合は 5,000 円 × 5 口以上となります。

必ず本名を記入してください。  
 ペンネーム不可

実印を押印してください。

個人組合員の最低引受  
 出資金は 5 口 25,000 円  
 です。

イラストレーター以外  
 の仕事をしている場合  
 は具体的に記入してく  
 ださい。  
 例: WEB デザイン など

【推薦人記入】 (推薦人自筆)

推薦人:	(印)	推薦人の会員 NO.
(支部推薦の場合は支部名)		

推薦人がいなければ、  
 空欄で結構です。

【申請者記入】 ※記入をお願いします。全て空欄で返送されると加入は承認されません。

申請者情報	会員 ID (仮) <b>012345</b> ※申請フォーム受付確認メールに記載の番号
	ふりがな <b>すずき いちろう</b>
	氏名 (本名) <b>鈴木 一郎</b> 性別: <b>男性</b> 女性
	〒 <b>000 - 1234</b>
	住所 <b>○○県○○市○○町 1 丁目 1-1</b>
	事業所電話 <b>012-345-6489</b> 自宅電話 <b>123-456-7890</b>
	事業所 FAX <b>012-345-6480</b> 自宅 FAX <b>123-456-7891</b>
WEB サイト: <b>http://</b>	
E Mail: <b>mail@mail.mail</b>	

入会申請受付メールに  
 記載の ID

WEB サイトをお持ちで  
 ない方は記入不要  
 メールアドレスは必ず記  
 入してください。

推薦者承認	支部承認	代表理事	保管
-------	------	------	----

ここは記入しないで  
 ください。



個人捨印（ ）

協同組合 日本イラストレーション協会  
代表理事 誉田 哲朗 殿

年 月 日

(住所)

(氏名)

(個人実印)

## 協同組合日本イラストレーション協会 加入申請及び出資引受書

協同組合日本イラストレーション協会の定款および活動趣旨に賛同し、次の出資を引き受け、  
加入を申請します。

出資引受口数 \_\_\_\_\_ 口（出資1口の金額は金 5,000円）

金 \_\_\_\_\_ 円

記

業種（具体的に） 例：イラストレーター業

\*【Guide 4 日本イラストレーション協会に加入できる職業名一覧】をご一読ください。

※住所は自宅住所（印鑑証明・運転免許証などに記載の住所）氏名はご本名です。

※押印は必ず「実印」を押印ください。

※出資金額は、個人の場合は5,000円×5口以上となります。

## 【推薦人記入】（推薦人自筆）

推薦人： (支部推薦の場合は支部名)	(印)	推薦人の会員 NO.
-----------------------	-----	------------

## 【申請者記入】 ※記入をお願いします。全て空欄で返送されると加入は承認されません。

申請者情報	会員 ID (仮)	※申請フォーム受付確認メールに記載の番号
	ふりがな	
	氏名 (本名)	性別： 男性 女性
	〒 -	
	住所	
	事業所電話	自宅電話
	事業所 FAX	自宅 FAX
WEB サイト：http://		
E Mail：		

推薦者承認	支部承認	代表理事	保管
-------	------	------	----

法人捨印 ( ) 個人捨印 ( )

協同組合 日本イラストレーション協会 代表理事 誉田 哲朗 殿	年 月 日
(住所)	
(法人名)	(法人印)
(役職)	
(氏名)	(個人実印)
<h3>協同組合日本イラストレーション協会 加入申請及び出資引受書</h3> <p>協同組合日本イラストレーション協会の定款および活動趣旨に賛同し、次の出資を引き受け、加入を申請します。なお、謄写の資本金額及び従業員数は下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">出資引受口数 _____ 口 (出資 1 口の金額は金 5, 0 0 0 円)</p> <p style="text-align: center;">金 _____ 円</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 資本の額又は出資の総額 (法人の場合) _____ 千円</p> <p>(2) 常時使用する従業員数 _____ 人</p> <p>(3) 業種 (具体的に)</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p><small>※住所は自宅住所 (印鑑証明・運転免許証などに記載の住所) 氏名はご本名です。                  ※押印は必ず「実印」で。法人の場合は、法人印と申請者の個人印の両方を押印ください。                  ※出資金額は、5,000 円 × 10 口以上となります。</small></p>	

【推薦人記入】 (推薦人自筆)

推薦人： _____ (印) (支部推薦の場合は支部名)	推薦人の会員 NO. _____
---------------------------------	------------------

【申請者記入】 ※記入をお願いします。全て空欄で返送されると加入は承認されません。

申請者情報	会員 ID (仮) _____ ※申請フォーム受付確認メールに記載の番号
	ふりがな _____
	代表者氏名 _____ 性別： 男性 女性
	〒 _____ 法人所在地
	事業所電話 _____ 自宅電話 _____
	事業所 FAX _____ 自宅 FAX _____
	WEB サイト：http:// _____ E Mail： _____

推薦者承認	支部承認	代表理事	保管
-------	------	------	----

## ② 事業実績添付用紙

要返送書類 ②

※事業として制作した作品のコピーにこの用紙を付けてご返送ください

事業実績	
申請番号	※申請フォーム受付確認メールに記載の 会員 ID (仮) を記載してください
氏 名	
業 種 (該当する番号に○)	1. イラストレーター      2. グラフィックデザイナー      3. 漫画家 4. WEB デザイナー      5. 編集者 6. その他 ( )
添付作品について制作内容を記入してください 該当する項目の <input type="checkbox"/> にチェック および 制作内容に○	
<input type="checkbox"/> 素材を制作した	・イラスト   ・アイコン   ・ロゴ   ・写真修正 ・その他 ( )
<input type="checkbox"/> デザインをした	・広告   ・パンフレット   ・書籍(雑誌含む)   ・WEB ページ ・その他 ( )
<input type="checkbox"/> 漫画原稿を制作した	
<input type="checkbox"/> 編集作業を行った	※編集の場合は作品にイラストが入っていないと加入できません
<input type="checkbox"/> その他 ※コンセプトやデザインした箇所を、具体的に記入してください WEBデザイナーの方で、画面にイラストや写真がデザイン的に配置されておらず、また、誰でも閲覧可能な状態にないWEBページ(例:システム画面のように見えるものを「デザインされた作品」としてお送りいただく場合は、どの部分を「デザイン」されたのか具体的に記入してください。説明がない場合は、「デザイナー」ではなく「システム関連事業者」と判断し、加入が承認されない場合があります。	
この度は日本イラストレーション協会に資料請求いただきありがとうございます。今後の協会運営に活用するため、お手数ですが、下記のアンケートにご協力をお願いいたします。 <input type="checkbox"/> にチェックして下さい。(複数可)	
<b>Q1. 協同組合日本イラストレーション協会(以下JILLA)を知ったきっかけは何ですか</b>	
<input type="checkbox"/> インターネットでの検索 <input type="checkbox"/> SNS(Facebook ツイッターなど) <input type="checkbox"/> 友人、知人からの紹介 <input type="checkbox"/> クライアントからの紹介 <input type="checkbox"/> JILLA主催のセミナー、イベントに参加して <input type="checkbox"/> その他 ( )	
<b>Q2. JILLAへの加入を希望された動機は何ですか?</b>	
<input type="checkbox"/> 文芸美術国民健康保険組合に加入したいから <input type="checkbox"/> イラストレーション、デザイン業界の情報が欲しいから <input type="checkbox"/> JILLA主催のセミナー、交流会に参加したいから <input type="checkbox"/> JILLAを通じて販路の拡大がしたいから <input type="checkbox"/> 同業者とのつながりが欲しい <input type="checkbox"/> その他 ( )	

### ③ 文芸美術国保加入資料につきまして

要返送書類 ③

文芸美術国民健康保険に加入をご希望の方は、下記の文芸美術国保加入資料請求書に記入の上、日本イラストレーション協会加入申請書とともにご返送ください。

※ご返送がない場合は文芸美術国保加入を希望されないものと判断します。

日本イラストレーション協会への加入が承認され、出資金および加入手数料等のお振込を確認した後に、出資証券とともに文芸美術国保加入資料をレターパックライトにて、お送りさせていただきます。

文芸美術国保組合の加入申請の締め切りは、加入月の前月5日となっています。

例) 10月1日から文芸美術国保に加入する場合、9月5日までに文芸美術国保組合に加入申請書類が到達している必要があります。

日本イラストレーション協会事務局での申請書類のチェック→文芸美術国保組合への転送に、一定の日数を要しますので、**文芸美術国保に加入を希望される月の前月2日までに文芸美術国保加入申請書類をご返送ください。**

キ リ ト リ セ ン

#### 文芸美術国保加入資料請求書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 氏名 \_\_\_\_\_

※申込日を記入、記名の上、ご返送ください

- ① 日本イラストレーション協会の組合員は、文芸美術国民健康保険の加入申請資格を有しますが、日本イラストレーション協会において、文芸美術国保への加入手続きは、あくまでも当協会が行っている事業活動の一つにすぎません。
- ② 文芸美術国保組合への加入審査は文芸美術国保組合が独自に行っており、日本イラストレーション協会への加入承認は、文芸美術国保組合への加入を保証するものではありません。
- ③ 文芸美術国保組合への加入が承認されなかったとしても、日本イラストレーション協会への加入に際してご負担いただいた、加入手数料、賦課金は返金されません。

上記三点について了承の上、文芸美術国保加入資料の送付を希望します。